

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画の改定について

1 計画改定の概要

(1) 計画策定の経緯等

本計画は、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成 14 年 3 月公布、以下「条例」という。）」第 7 条第 1 項の規定に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境の保全の推進に関する基本的な計画として、平成 14 年 3 月に策定した。

その後、平成 23 年 3 月に水質の状況、計画に基づく事業の進捗状況等を踏まえながら当該計画の改定を行うとともに、平成 25 年 3 月に東日本大震災後の状況を踏まえ、見直しを行った。

今般、現計画の期間が終了することから、現計画の目標達成状況、現計画による取組の成果と課題等を踏まえ、見直しを行うもの。

(2) 計画の実施期間

令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間とする。

(3) 計画に定める事項

条例第 7 条第 2 項において、計画は以下の事項を定めることとされている。

- 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するための目標に関する事項
- 目標を達成するための施策に関する事項
- 上記のほか、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域の水環境を保全するために必要な事項

(4) 計画の位置付け

ア 県総合計画 [環境と調和・共生する県づくり] における [豊かな自然環境や美しい景観の保護・保全] を推進するための計画（改定作業中）

イ 県総合計画の部門別計画である福島県環境基本計画（改定作業中）を推進するための個別計画

ウ 本県における水環境保全の基本的方向性を示した「福島県水環境保全基本計画（改定作業中）」を地域別に具体化して、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全対策を総合的かつ計画的に推進するための実践的な考え方を示す計画

(5) 基本的な考え方

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の良好な水質を長期的に維持することや水辺地の生態系の維持などを総合的に捉えた水環境保全のための取組を県民、事業者、県及び関係市町村等が連携して、一層進めていくこととする。

2 今後の予定

時期	環境審議会		備考
	全体会	第2部会	
令和3年7月		水質保全目標及び施策の方向性の検討	
8月			
9月		中間整理案	
10月		答申案	パブリックコメント
11月	答申案		計画改定